



金 沢 市 公 報

第 3 0 9 3 号

令和4年(2022年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○平成21年告示第228号(独立広告物調整地区の指定について)の一部改正について (") 3
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	○市道の区域の変更について (道路管理課) 3
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	1	○道路の供用の開始について (") 3
○平成8年告示第66号(道路のうち屋外広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (景観政策課)	2	● 公 告
○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (") 2		○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 4
		● 教育委員会告示
		○令和5年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校) 4
		● 監査公表
		○監査公表(第13号) (監査事務局) 9

告 示

●金沢市告示第287号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
法光寺町町会	代表者の氏名及び住所	林 龍利 金沢市法光寺町10番地10	高島 寛之 金沢市法光寺町4番地8	令和4年10月15日
黒田西町会	主たる事務所所在地	金沢市黒田1丁目229番地5	金沢市黒田1丁目278番地3	令和4年10月26日

●金沢市告示第288号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
藤田内科リウマチ膠原病クリニック	金沢市直江西1丁目99番地	令和4年5月1日
金沢みんなクリニック	金沢市窪7丁目258番地	令和4年8月1日

2 訪問看護ステーション

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社こすもす	金沢市諸江町下丁88番地1	つつじの家訪問看護ステーション	金沢市つつじが丘53番地	令和4年4月1日
株式会社金沢在宅総合支援	金沢市入江2丁目141番地1	金沢在宅総合支援訪問看護ステーション	金沢市入江2丁目141番地1	令和4年8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	ツクイ金沢訪問看護ステーション	金沢市南町4番60号 金沢大同生命ビル3階A号室	令和4年9月1日

3 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地	令和4年6月1日
クスリのアオキ三口新町3丁目薬局	金沢市三口新町3丁目6番30号	令和4年6月1日
向日葵薬局	金沢市近岡町428番地1	令和4年7月19日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル1階	令和4年8月1日
アルプ薬局栗崎店	金沢市栗崎町1丁目62番地	令和4年8月1日
ゆうやけ薬局	金沢市直江西1丁目24番地1	令和4年9月1日
クスリのアオキ浅野本町薬局	金沢市昌永町15番50号	令和4年9月1日
クスリのアオキ泉野出町薬局	金沢市泉野出町4丁目13番31号	令和4年9月1日
クスリのアオキ鳴和薬局	金沢市鳴和1丁目1番16号	令和4年9月1日

●金沢市告示第289号

平成8年告示第66号（道路のうち屋外広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年11月19日から効力を有するものとします。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

表中 「 14 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間 」 を

14 市道1級幹線127号田上・館町線の全線区間	に改める。
15 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、大河端町東48番4先から大浦町ハ2番1先までの区間	
16 市道1級幹線131号大浦・千木町線の全線区間	
17 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、千木町イ29番1先から福久町リ66番1先までの区間	

●金沢市告示第290号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年11月19日から効力を有するものとします。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

表中 「 24 北陸新幹線の線路敷の境界線から両側500メートル以内の地域のうち、市街化区域にあっては当該境界線から100メートル以内の、その他の区域にあっては当該境界線から500メートル以内の地域 」 を

24 北陸新幹線の線路敷の境界線から両側500メートル以内の地域のうち、市街化区域にあつては当該境界線から100メートル以内の、その他の区域にあつては当該境界線から500メートル以内の地域	に改める。
25 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、大河端町東48番4先から大浦町ハ22番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	
26 市道1級幹線131号大浦・千木町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	
27 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、千木町イ29番1先から福久町リ66番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側100メートル以内の地域	

●金沢市告示第291号

平成21年告示第228号（独立広告物調整地区の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年11月19日から効力を有するものとします。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

表中 「 19 河原市町の一部 」 を

19 河原市町の一部	に改める。
20 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、大河端町東48番4先から大浦町ハ22番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
21 市道1級幹線131号大浦・千木町線の全線区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	
22 一般県道蚊爪森本停車場線のうち、千木町イ29番1先から福久町リ66番1先までの区間で、当該道路の境界線から両側10メートル以内の地域	

●金沢市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 131号 大 浦 ・ 千 木 町 線	大 浦 町 ハ 27番 1 先から 千 木 町 イ 36番 先まで	旧	34.0～51.0	1,660.0
			新	34.5～53.8	1,660.0

●金沢市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和4年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 131号 大 浦 ・ 千 木 町 線	大 浦 町 ハ 27番 1 先から 千 木 町 イ 36番 先まで	令和4年11月19日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年11月11日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市米泉町6丁目49番1から49番5まで	金沢市近岡町378番地1 有限会社彩喜不動産 代表取締役 西本 外喜雄	道路 金沢市米泉町6丁目49番 4

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

令和5年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

令和4年11月11日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

令和5年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

(1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

(2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

(3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。

なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。

(4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

(5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を

添えるものとする。

(6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料(現金)を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和5年2月15日(水)から同月20日(月)まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

令和5年2月20日(月)午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)

令和5年2月24日(金)から同月28日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(4) 確定志願者数公表

令和5年2月28日(火)午後3時30分に、本校において行う。

(5) 調査書等の提出期間

令和5年2月28日(火)から同年3月2日(木)まで。

なお、(1)、(3)及び(5)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、令和5年2月20日(月)及び同月28日(火)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のある者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査は、令和5年3月7日(火)及び同月8日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行

う。

- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月7日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月8日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～
	社会	数学	面接

*各教科100点満点（面接を除く。）

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和5年3月15日（水）正午に、本校において受験番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和5年1月5日（木）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
- なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。
- なお、その出願期間は、令和5年2月24日（金）から同月28日（火）午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあっては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。
- (3) 帰国後3年未満（外国人にあっては入国後3年未満）の者に対する学力検査問題における特別措置
- ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題（設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。）での受験を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書により金沢市教育委員会に申請するものとする。
- イ 措置内容については、本人宛てに通知する。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和5年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

(1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和5年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、令和5年2月28日（火）から同年3月2日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は令和5年1月26日（木）から同月30日（月）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

- ア 面接は、令和5年2月3日（金）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9：00～9：30	9：30～9：45	10：00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- ア 令和5年2月9日（木）午前10時に、本校において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和5年2月9日（木）に各中学校長に送付する。
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、令和5年3月15日（水）正午に、本校において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和5年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再

度公立高等学校の一般入学に申し込まない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかった者

イ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和5年3月7日（火）及び同月8日（水）の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和5年3月8日（水）の原則午後4時までに、中学校長を經由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。

イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和5年3月9日（木）午後3時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和5年3月23日（木）に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）」）、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月23日（木）	8：20～8：40	9：00～9：40	10：00～11：00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。

エ 面接及び適正検査については、実施しないこととする。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和5年3月23日（木）に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和5年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和5年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和5年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年11月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月13日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年2月14日（平成23年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月13日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年3月21日（平成25年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月18日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
水道料金については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市企業局会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成23年3月22日（平成23年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
平成17年の最高裁判決で公立病院の診療債権は私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日（平成26年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
診療債権については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直す必要がある。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

2 経営に係る事業の管理監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年10月20日
- (2) 措置を講じた局等 市立病院事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年3月23日（平成21年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
診療債権は私法上のものであることが最高裁判決で示されたことから、消滅時効の取扱いなど債権管理のあり方を見直されたい。	令和4年3月に金沢市財務規則及び金沢市立病院会計規程を改正し、国の取扱いに準じて、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができる旨を規定した。

令和4年(2022年)11月11日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地